

(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1 (情報提供先の事務)

事務	項番	関係課	別表第一上の「事務」 ※番号法 (平成26年7月17日公表)	別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日公布)
就学援助	26	学校教育課	特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和二十九年法律第百四十四号) による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和二十九年法律第百四十四号) 第五条の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務
学校保健安全	27	学校教育課	学校保健安全法 (昭和三十三年法律第五十六号) による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校保健安全法 (昭和三十三年法律第五十六号) 第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務
高等学校等就学支援金	91	経済大学 付属高等学校	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成二十二年法律第十八号) による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成二十二年法律第十八号) 第四条の就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務